

大崎環第1891号
令和3年3月29日

宮城県知事 村井 嘉浩 様
(環境対策課扱い)

大崎市長 伊藤 康 志



(仮称) 宮城山形北部Ⅱ風力発電事業に係る環境影響評価方法書に
対する意見について

このことについて、令和3年2月26日付け環対第525号により通知のありました件につきまして、下記のとおり提出しますので、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 令和3年1月22日に予定していた法定説明会を中止していることから、改めて、周知を行い、説明会を開催していただきたい。
また、住民等から事業に伴う環境への影響等を心配する意見があることから、その配慮と丁寧な説明を行っていただきたい。

2 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解について (表2-1)

頁	意見書	No.	意見
5~15	1~11	1~30	
自然環境の保全について			<ul style="list-style-type: none">・大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の趣旨を鑑み、周辺の住民等と良好な関係を構築し、第2次大崎市環境基本計画に掲げる環境目標の達成に繋がるよう自然環境の保全に努めていただきたい。関係法令を遵守し、環境影響を最大限回避した事業計画を検討いただきたい。
文化財について			<ul style="list-style-type: none">・大規模な開発行為であることから設計や施工計画、工程等がある程度確定した段階で、速やかに文化財関係機関との事前協議や分布調査が必要となります。・開発計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地及び隣接地に該当した場合は、文化財保護法に規定する第93条第1項の届け出が必要です。





頁 5～15	意見書 1～11	No. 1～30	意見
5	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法における水源涵養，及び土砂流出等の災害発生防止に配慮するとともに，保健休養，景観等森林の多面的機能の発揮に影響を与えないこと。併せて，林地開発許可等許可要件を遵守すること。 ・近年，多様化・大規模化し多発化する自然災害に対し万全の備えを行うこと。また，その影響度の判定に関しては，宮城山形北部Ⅱ風力発電事業に係る施設のみではなく，周辺地域で整備されている。整備が計画されている施設を含め，総合的に判断すること。
6	1	3	<ul style="list-style-type: none"> ・フォトモンタージュの作成を行い，見え方を検証する際には，視点場の選定が重要であると考えますので，既存資料の収集だけでなく，地域の方々や関係団体等からも意見を聴き，影響の大きい地点を選定のうえ，景観への影響を検証していただきたい。
6 13	1 4	3 26	<ul style="list-style-type: none"> ・鳴子温泉地域においては，観光面に与える影響が懸念されることから，観光団体や観光関連事業者等への積極的且つ，十分な情報提供を行い，影響の調査に配慮されたい。
10	4	11	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法における水源涵養，及び土砂流出等の災害発生防止に配慮するとともに，保健休養，景観等森林の多面的機能の発揮に影響を与えないこと。また，森林法に係る保安林内の事業実施は許認可等が必要とされるので，関係部局と十分な協議を行い，森林保全に影響を与えないこと。
12	4	24	<ul style="list-style-type: none"> ・大崎市景観計画及び大崎市景観条例が目指す良好な景観の形成の実現のために，周辺景観に配慮した事業計画を検討いただきたい。また，計画が固まる前段階での事前相談や事前協議の実施をお願いいたします。 ・水環境について，当該地域は1市4町（大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町）に広がる世界農業遺産「大崎耕土」約3万haの農地の重要な水源地の1つであるため，水源涵養を図るための森林の保全や，土砂の流出等を防ぐために十分に配慮し，併せて基礎調査を実施されたい。





頁 5～15	意見書 1～11	No. 1～30	意見
渡り鳥定点観察法について 〈調査時期について〉			【環境影響評価方法書】(表 6.2-2 (40))
12	4	22 23	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域はラムサール条約湿地「化女沼」,「蕪栗沼・周辺水田」を抱える国内有数の水禽類の飛来地と隣接しており,太平洋側と日本海側の飛来地を行き来する飛行ルートに該当する可能性がある。2月に日の出から2時間以上後に鳴子温泉地域を通過するマガンの群れが目撃されているとともに,例年2月下旬には宮城県北部平野部に飛来していたガン類の多くが渡去している。調査計画では春季は3月～5月に各月1回の調査を実施するとされているが,ガン類の渡りの時期は,暖冬,厳冬など,その年の天候・時期に大きく左右される。調査回数,時期等について専門家の指導のもと適切に実施すること。また,調査計画では渡り鳥の秋季の調査を9月～11月に各月3回実施することとなっているが,宮城県北部に飛来するガン類は,12月中旬まで飛来数が増加し続ける。また,渡りの時期は前述のとおり天候に大きく左右されるとともに,秋の渡りは夜間も確認されていることから,専門家の指導・助言のもと適切に実施すること。
渡り鳥定点観察法について 〈調査時間について〉			【環境影響評価方法書】(表 6.2-2 (40))
12	4	22 23	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の調査計画では日の出,日の入り前後を中心とした時間帯の調査となっているが,猛禽類,水禽類,小鳥類それぞれの移動時間に合わせた設定が望ましい。前述のとおり,水禽類については,日中及び夜間の調査,猛禽類についても,日の出数時間後の調査の実施について専門家の指導のもと適切に実施すること。
渡り鳥定点観察法について 〈障壁影響について〉			【環境影響評価方法書】(表 6.2-2 (40))
12	4	22 23	<ul style="list-style-type: none"> ・風車の渡り鳥への影響については,バードストライク以外にも,渡りルートを阻害するなど,障壁影響が指摘されており,本市にも飛来するマガンやコハクチョウなどへの影響が,他の風車立地地域でも確認されている。当該地域周辺には他の風力発電事業計画もあるため,累積的影響も含めた調査を行い評価されたい。



頁 5～15	意見書 1～11	No. 1～30	意見
猛禽類定点観察法について 【環境影響評価方法書】 (表 6.2-2 (40))			<ul style="list-style-type: none"> クマタカは隣接個体が少ない場合、観察しやすい稜線 上等に出現する機会が減ることから、現在の定点数で は当該区域をカバーしきれないことも考えられる。各 定点の視野カバー率を確認し、観察頻度が少ない場合 は、見落としも考慮し、定点の追加や定点の見直しも 検討いただきたい。

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市市民協働推進部環境保全課

環境保全担当 大沼 早緒里

TEL:0229-23-6074 FAX:0229-23-2427

E-mail:kankyo@city.osaki.miyagi.jp